

個人住民税における現年課税化について

目 次

1. これまでの検討状況	2
2. 令和6年度における検討スケジュール	16

1. これまでの検討状況

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過①

- 平成18年度
 - ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
 - ・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度
 - ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
 - ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度
 - ・ 源泉住民税制度、予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式（現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの）
- 平成24年度
 - ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案（市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告）の事務負担の変化
- 平成25年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度
 - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度
 - ・ マイナンバー導入と現年課税化（マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担）
- 平成28年度
 - ・ 切替年度の税負担のあり方

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過②

- 平成29年度 ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度 ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
- 令和元年度 ・ 市町村精算方式
(所得税と同様の源泉徴収制度としつつ、給与支払報告書情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算)
- 令和2年度 ・ 企業における年末調整事務の負担、住所地団体の把握や源泉徴収税額の納付、
市町村における還付・追徴事務の負担、課税データを活用している各種制度への影響
- 令和3年度 ・ 過去の議論を踏まえた検討
- 令和4年度 ・ 切替年度における税負担に係る課題
 ・ 現年課税化に係るデジタル化の状況
- 令和5年度 ・ 国税における税務手続のデジタル化の検討状況
 ・ eLTAXを活用した電子申告等と国税地方税の情報連携
 ・ フランスにおける所得税の現年課税化(2019年)

【令和3年度 個人住民税検討会報告書】

3 今後の検討について

(略)

個人住民税の現年課税化に向けた検討については、以上のようなことを踏まえつつ、納税義務者における負担の増加等に関する課題、企業における年末調整等における事務負担に関する課題、市町村における課税事務に関する課題等について、過去の検討状況も踏まえて、今後も十分な議論を行うことが必要であると考ええる。

【令和4年度 個人住民税検討会報告書】

3 今後の検討について

(略)

今後は、これまでの本検討会における課題の整理を踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据え、それにより関係者の事務負担の増加を抑えながら制度移行ができないか、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった観点も含めながら、関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。

【令和5年度 個人住民税検討会報告書】

3 今後の検討について

(略)

今後は、これまでの本検討会における課題の整理や、各企業における源泉徴収や年末調整に係る実情等も踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据えて関係者の事務負担を軽減する手法を模索し、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった実務的な面を引き続き検討していくとともに、その実現にあたっての制度面の課題等について関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。

【現行制度】 個人住民税の特別徴収の流れ(給与所得の場合)

N年1月

(1/1)N年賦課期日

(4月～5月)

確定申告情報や給与支払報告書情報等を氏名・住所等で名寄せし、個人の課税所得等を確定させた上で、個人住民税額を算定

個人の課税情報を他分野で活用

給与所得者のN年1月1日住所地市町村

税 務 署

①年末調整(N-1年分所得)
・(N-1年)源泉徴収票
・税額精算
・下記申告書
→ ただし、省令上、企業は申告書を7年間保管するのみであり、税務署へは提出しない。
※1月末まで

②扶養親族等申告書
(N年1月1日時点の住所・扶養親族等の情報)
※当該年の最初の給与支払日まで
→ ただし、省令上、企業は申告書を7年間保管するのみであり、市町村へは提出しない。
③給与支払報告書
(N-1年中に支払った支払総額) ※1月末まで

情報連携

税 務 署

⑤特別徴収税額通知
(特徴義務者用・納税義務者用)
※5月末まで

⑥従業員の特別徴収税額を納付
※6月分～翌5月分まで

企 業 等

企 業 等

①年末調整(N-1年分所得)
・扶養控除等(異動)申告書
・基礎控除申告書
・配偶者控除等申告書
・所得金額調整控除申告書
・保険料控除申告書
・住宅借入金等特別控除申告書

②同上

④確定申告(N-1年分所得)
・医療費控除など年末調整しきれなかったもの
・税額精算
※3月15日まで

⑤特別徴収税額通知
(納税義務者用)

⑥特別徴収分を差し引いた給与を支払
※6月分～翌5月分まで

給与所得者

→ : 個人住民税 → : 所得税

【現行制度】 個人住民税の特別徴収の流れ(年金所得の場合)

N年1月

(1/1)N年賦課期日

(4月～5月)
確定申告情報や年金支払報告書情報等を氏名・住所等で名寄せし、個人の課税所得等を確定させた上で、個人住民税額を算定

個人の課税情報を他分野で活用

年金所得者のN年1月1日住所地市町村

税 務 署

①年末調整(N-1年分所得)
・(N-1年)源泉徴収票
・税額精算
・下記申告書
→ ただし、省令上、企業は申告書を7年間保管するのみであり、税務署へは提出しない。
※1月末まで

②扶養親族等申告書
(N年1月1日時点の住所・扶養親族等の情報)
※当該年の最初の年金支払日まで
→ ただし、省令上、企業は申告書を7年間保管するのみであり、市町村へは提出しない。
③公的年金等支払報告書
(N-1年中に支払った支払総額) ※1月末まで

情報連携

税 務 署

⑤対象者抽出・通知(N年4月1日現在の年金受給者)
※5月25日まで

本人に直接送付

⑥特別徴収税額通知
※6月頃

⑦対象者情報及び特別徴収税額通知の送付
※7月末まで

⑧特別徴収税額を納付
※徴収月の翌月10日まで

年金保険者

①年末調整(N-1年分所得)
・扶養控除等(異動)申告書
・基礎控除申告書
・配偶者控除等申告書
・所得金額調整控除申告書
・保険料控除申告書
・住宅借入金等特別控除申告書

②同上

④確定申告(N-1年分所得)
・医療費控除など年末調整しきれなかったもの
・税額精算
※3月15日まで

年金保険者

●公的年金からの特別徴収
・4月・6月・8月分【仮徴収】
→前年度分の年税額の1/2に相当する額の1/3ずつ徴収
・10月・12月・翌2月分【本徴収】
→年税額から仮徴収分を控除した額の1/3ずつ徴収

⑧特別徴収分を差し引いた年金を支払
※偶数(月年6回)

年金所得者(65歳以上)

※65歳未満の年金所得者は、普通徴収又は給与からの特別徴収による

→ : 個人住民税 → : 所得税

【現行制度】 個人住民税の普通徴収の流れ

N年1月

(1/1) 賦課期日

(4月～5月)

確定申告情報を氏名・住所等で名寄せし、
個人の課税所得等を確定させた上で、個人
住民税額を算定

個人の課税情報を
他分野で活用

N年1月1日住所地市町村

情報連携

税 務 署

①確定申告
(N-1年分所得)
※3月15日まで

又は

①住民税申告
※3月中旬

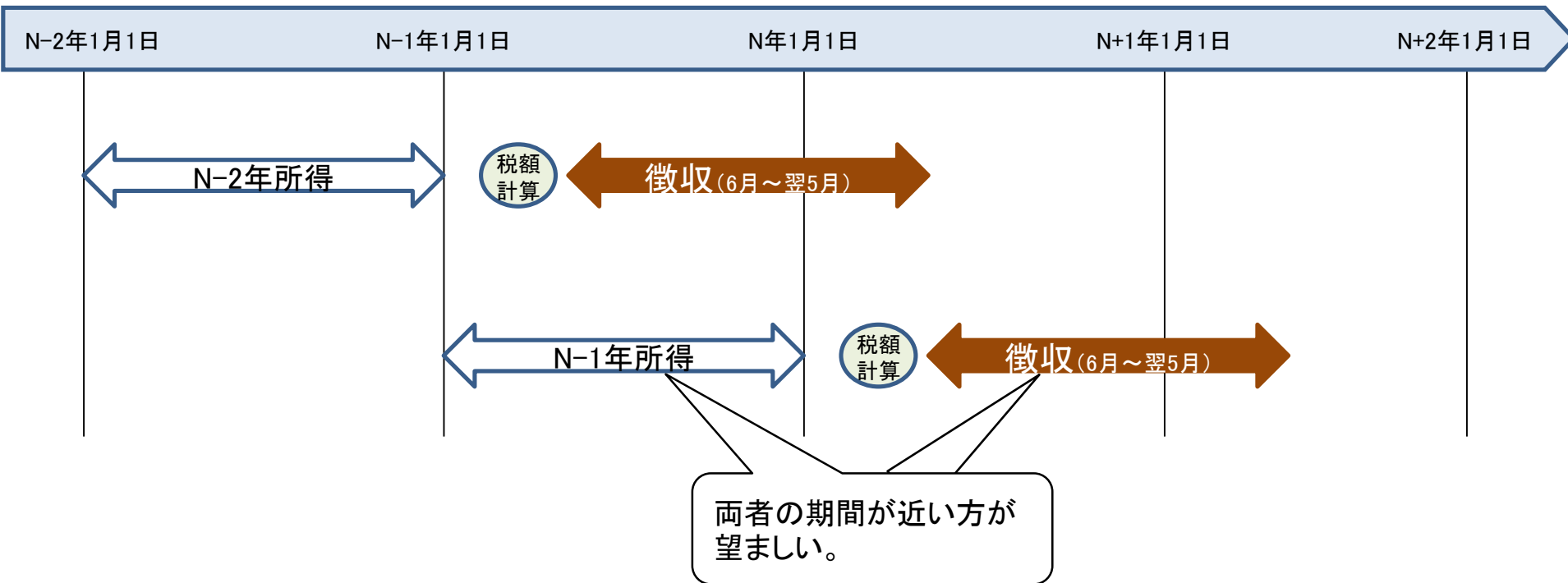
②納税通知書
※6月頃

③納付
(地方税法上は、
6月・8月・10月・翌1月)

納税義務者

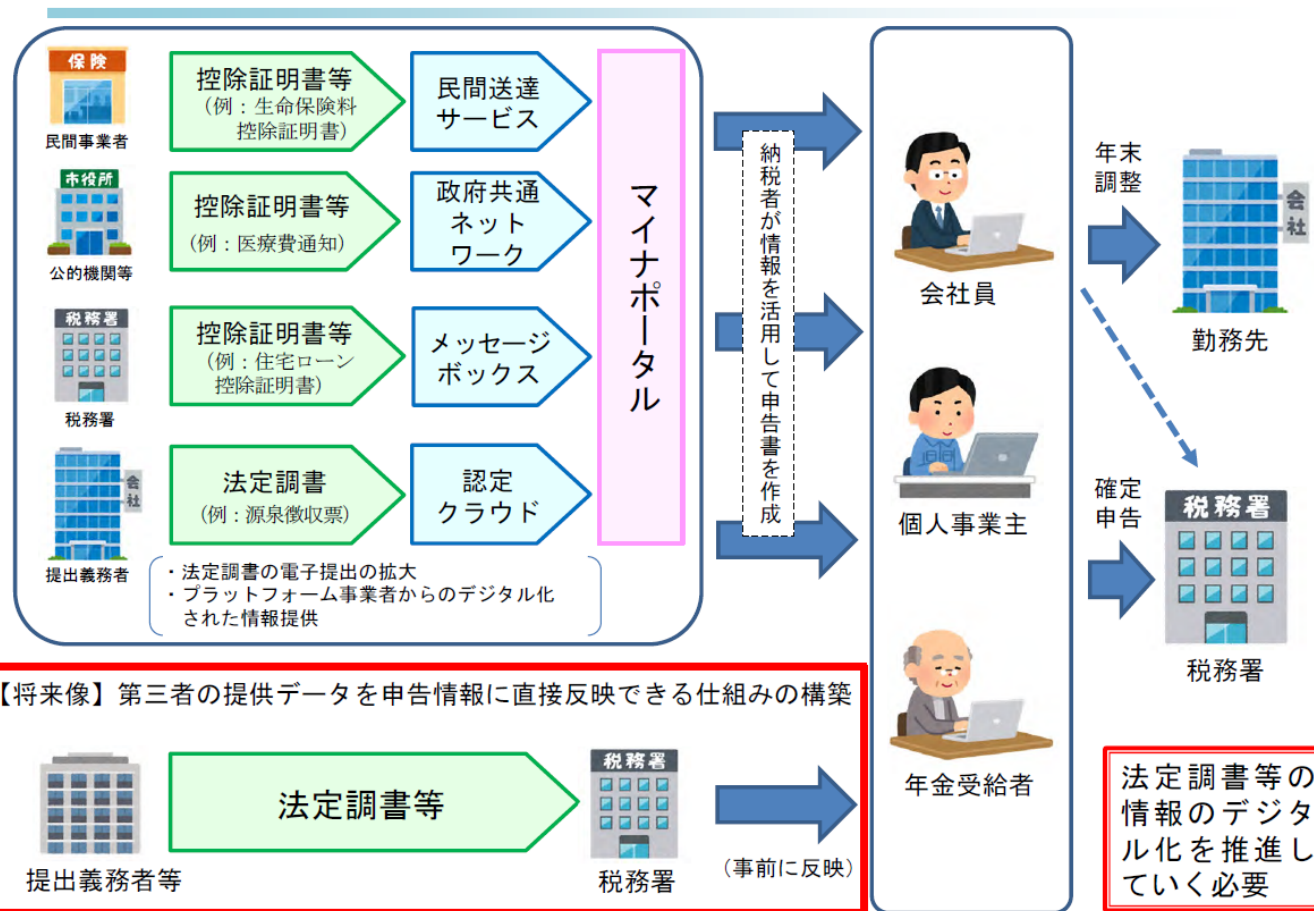
→ : 個人住民税 → : 所得税

- 所得の発生と納税のタイミングは近い方が望ましい。また、その年の所得から算出された税額によりその年に受けた公共サービスを負担をする方が、納税者の納得感も得られるのではないか。



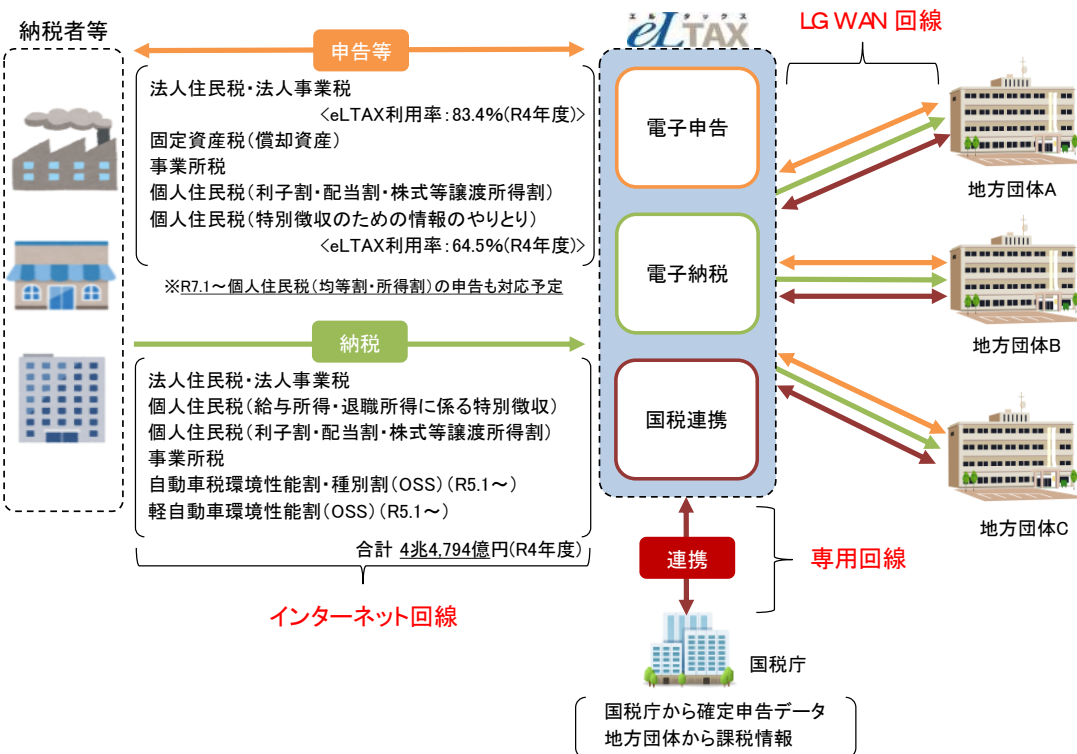
- 国税・地方税とも税務手続のデジタル化が進んでいる。
- 国税庁において、確定申告に必要なデータ(給与や年金の収入金額、医療費の支払額など)を、マイナポータル等を通じて、申告データに自動で取り込む仕組みの整備が進められており、この仕組みを活用することで地方税においても所得の捕捉の即時化等を進めていける可能性がある。

■政府税調・第8回納税環境整備に関する専門家会合・財務省資料(令和4年10月19日)
第三者から提供された電子情報の活用



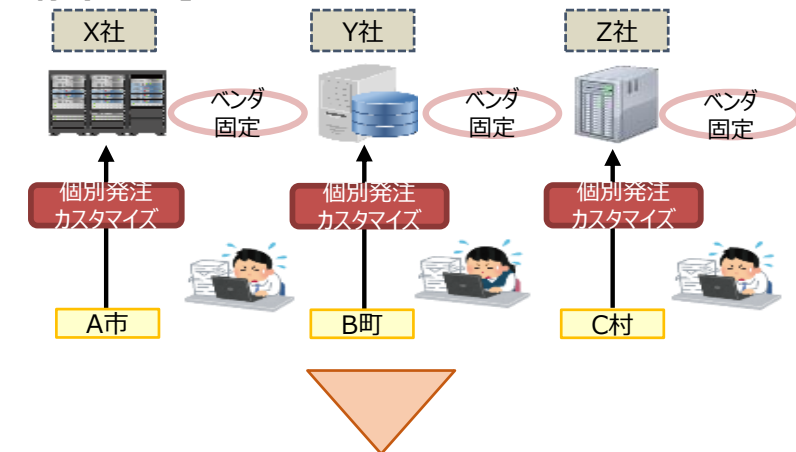
- 令和7年1月からeLTAXを通じた個人住民税の申告が可能になるほか、地方団体の個人住民税に係るシステムも標準化が図られる(令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が目指されている)ことから、デジタル技術を活用した全国統一的な仕組みづくりはしやすくなっているのではないかな。

eLTAX(エルタックス)

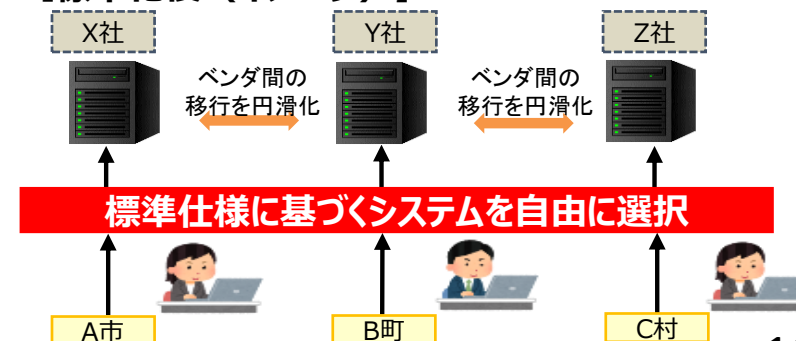


基幹税務システムの標準化

【標準化前】



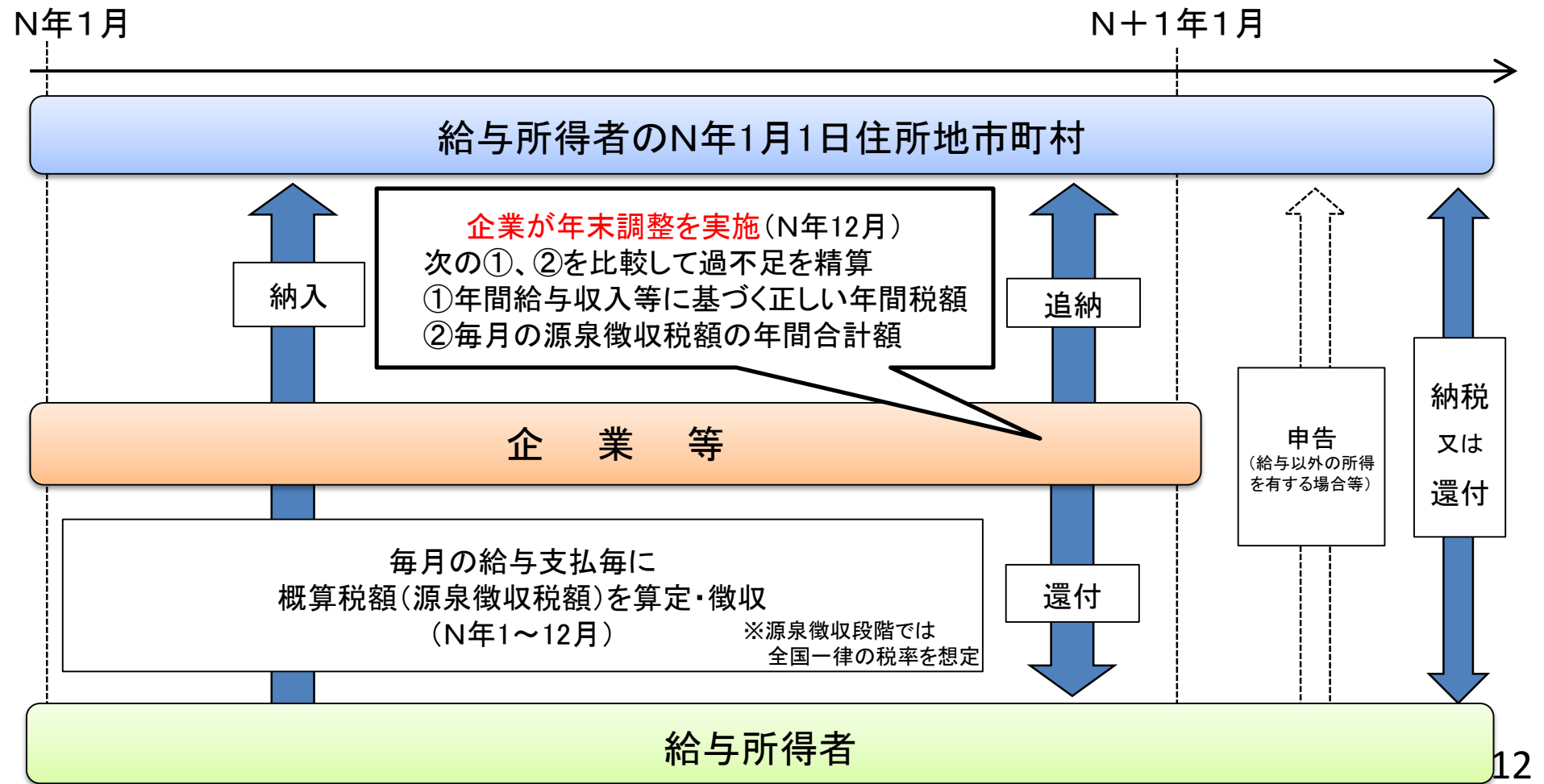
【標準化後 (イメージ)】



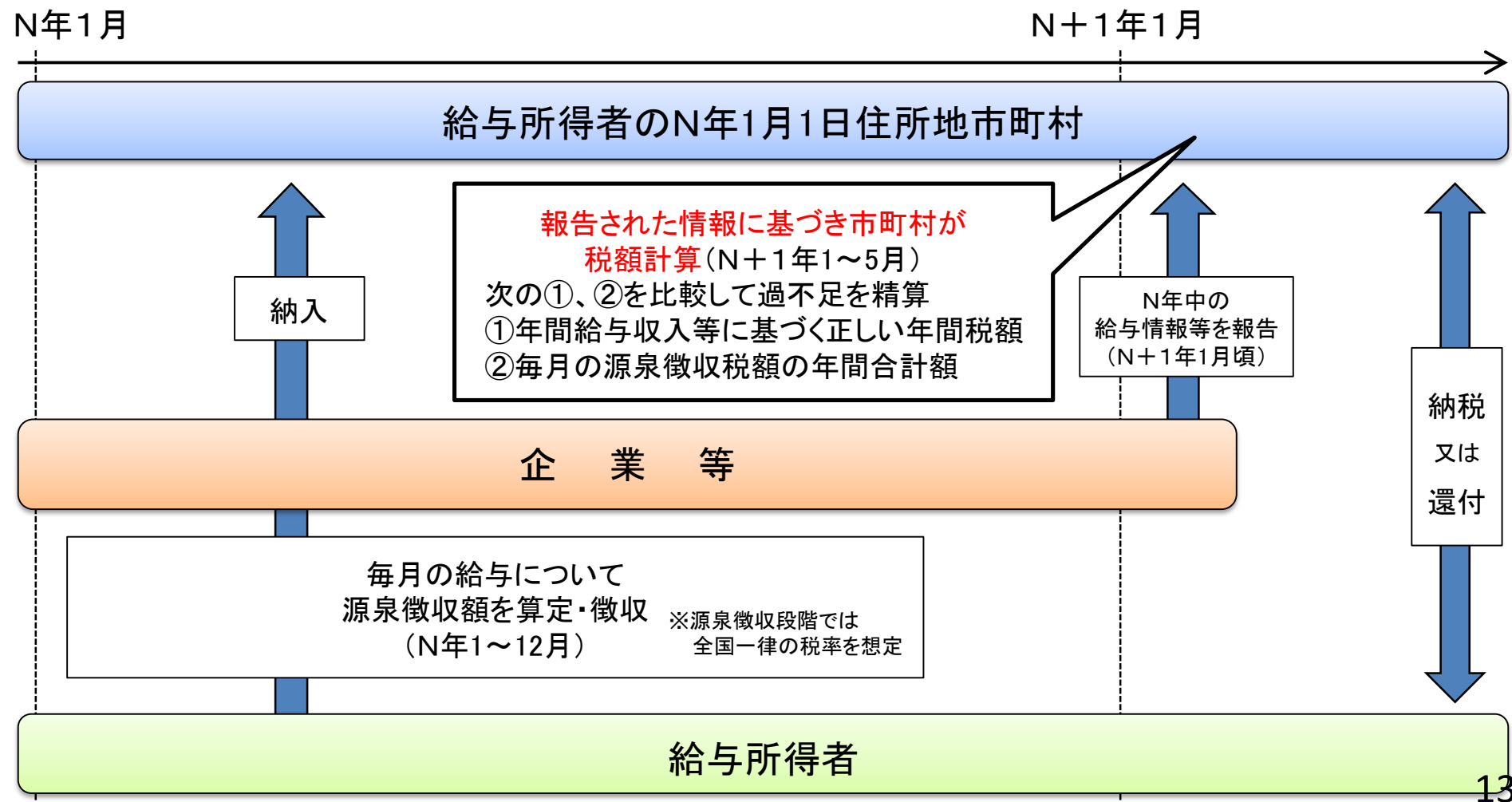
所得税方式(案)(給与所得者の場合)

これまでの検討会における
検討イメージ

- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。



- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 企業等において年末調整を行う所得税方式と比較して、相対的に企業等の負担が小さい。



現年課税化についての主な課題①

- これまで本検討会においては、現年課税化に向けた以下のような課題について、特に、企業や市町村における事務負担の軽減に関する議論を行ってきた。

企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、**年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。**
 - ※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。
- ・ 所得税に加え、各従業員の**毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。**
 - ※ システム化が進んでいない中小企業等への配慮が必要。
- ・ **年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等(※2)で税額計算したのち追徴・還付を行う年末調整の事務が生じる。＜所得税方式の場合＞**
 - ※1 企業が年末調整を行わない＜市町村精算方式の場合＞には、この課題は生じない。
 - ※2 均等割、非課税限度額、地方団体の独自減免など。
- ・ **報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。＜所得税方式の場合＞**

現年課税化についての主な課題②

市町村

- 年税額と源泉住民税額との差が生じるため、市町村において追徴・還付事務が発生。

※ 特に、企業が年末調整を行わない＜市町村精算方式の場合＞には、市町村において大量の追徴・還付事務が発生（還付先口座の把握等を含む）。

納税義務者

- 現年課税への切替時の税負担のあり方を整理する必要。

※1 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動産）について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないか等の課題が生じる。

※2 所得税においては、賦課課税方式（前年所得課税）をとっていた所得についても、昭和22年改正より、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式へ移行。その際、当年の所得と前年の所得を比較して、一定金額以上の金額で増加した者に対し、その増加した増加所得を対象として一年限りで課税する仕組みが創設された。

2. 令和6年度における検討スケジュール

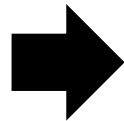
令和5年度個人住民税検討会報告書（抜粋）

第1 個人住民税の現年課税化について

3 今後の検討について

（略）

今後は、これまでの本検討会における課題の整理や、各企業における源泉徴収や年末調整に係る実情等も踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据えて関係者の事務負担を軽減する手法を模索し、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった実務的な面を引き続き検討していくとともに、その実現にあたっての制度面の課題等について関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。

 令和5年度報告書の記載内容を踏まえ、令和6年度は以下の内容について、実情を把握することとしたい。

各企業における所得税及び個人住民税の関連事務について、

◇ 現在どのように運用されているか。

◇ 各企業にとってどの程度の負荷となっているのか。

◇ 個人住民税の現年課税化について、実務上どのような点が課題となり得るか。

令和6年度個人住民税検討会の検討スケジュール（予定）

第1回（7月30日（火））

- ①個人住民税の現年課税化（これまでの議論の振り返り 等）

第2回（8月26日（月））

- ①個人住民税の現年課税化に係る構成員からの発表
- ②その他

第3回（9月10日（火））

- ①個人住民税の現年課税化（構成員からの意見、検討案などの整理）
- ②その他